

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 企業出納員 次に掲げる会計出納員及び薬品出納員をいう。</p> <p>ア 会計出納員 医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第 5 号。以下「委任規程」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により委任を受けた職員をいう。</p> <p>イ 薬品出納員 委任規程第 4 条第 3 項の規定により委任を受けた職員をいう。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>(前金払)</p> <p>第 69 条 地方公営企業法施行令第 21 条の 7 第 8 号の規定に基づ</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 企業出納員 次に掲げる会計出納員及び薬品出納員をいう。</p> <p>ア 会計出納員 医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第 5 号。以下「委任規程」という。）第 4 条第 1 項（当該病院又は当該病院附属診療所に係る薬品の出納事務を除く。）及び第 2 項の規定により委任を受けた職員をいう。</p> <p>イ 薬品出納員 委任規程第 4 条第 1 項第 2 号（当該病院又は当該病院附属診療所に係る薬品の出納事務に限る。）の規定により委任を受けた職員をいう。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>(指定代理納付者による納付)</p> <p>第 30 条の 2 会計出納員及び現金取扱員は、納入義務者が、収入金の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の 2 第 1 項で定める者のうち局長が指定した者（以下「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する同条第 2 項で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入金を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、会計出納員及び現金取扱員は、当該収入金の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入金を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該収入金を納付したときは、同項の承認があった時に当該収入金が納付されたものとみなす。</p> <p>(前金払)</p> <p>第 69 条 地方公営企業法施行令第 21 条の 7 第 8 号の規定に基づ</p>

き前金払のできる経費は次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)

第218条 [略]

2・3 [略]

別表第2 (第16条関係)

[略]

費用

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]			[略]		
			旅費 交通 費	5,320	業務のため の出張 旅行(医局 人事旅費 及び研究 研修費に 係るもの を除く。)等 の費用
[略]			[略]		
			消耗 品費	5,334	事務用及 び管理用 に使用す るもので あって1 年以内に 消耗する ものの費 用(文房 具、諸帳 簿、諸用

き前金払のできる経費は次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 両替手数料(両替機利用に係るものに限る。)

2～5 [略]

(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)

第218条 [略]

2・3 [略]

4 第1項第5号の定期預金債権を保証金その他の担保に充てる場合においては、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である契約当事者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

別表第2 (第16条関係)

[略]

費用

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]			[略]		
			旅費 交通 費	5,320	業務のため の出張 旅行(医師 確保に係 るもの及 び研究研 修費に係 るものを 除く。)等 の費用
[略]			[略]		
			消耗 品費	5,334	事務用及 び管理用 に使用す るもので あって1 年以内に 消耗する ものの費 用(文房 具、諸帳 簿、諸用

		紙、ゴム印、 <u>タイプ用活字</u> 、新聞、雑誌（研究研修費用図書を除く。）、浄化剤、清かん剤、掃除用品、トイレットペーパー、 <u>スリッパ</u> 、電球、消火器薬剤、自動車オイル、不凍液、殺虫剤等)			紙、ゴム印、新聞、雑誌（研究研修費用図書を除く。）、浄化剤、清かん剤、掃除用品、トイレットペーパー、電球、消火器薬剤、自動車オイル、不凍液、殺虫剤等)
	[略]			[略]	
賃借料	5,390	土地、建物の賃借料及び設備機械の使用料（土地借上料、建物借上料、器械借上料、療法用具借上料、会場借上料、自動車借上料、新生児衣類等借上料、 <u>移動映画借上料</u> 、感染症病床等使用料、駐車料、有料道路通	賃借料	5,390	土地、建物の賃借料及び設備機械の使用料（土地借上料、建物借上料、器械借上料、療法用具借上料、会場借上料、自動車借上料、新生児衣類等借上料、感染症病床等使用料、駐車料、有料道路通行料、職員貸与

		行料、職員貸与被服の借上料、基準寝具の借上料、通信回線の借上料等)
[略]		
委託料	5,404	委託した業務の対価として支払われる費用(検査委託料、助産師委託料、歯科技工委託料、レントゲン断層委託料、電話交換委託料、夜警委託料、 <u>青写真委託料</u> 、 <u>測量委託料</u> 、 <u>下足委託料</u> 、 <u>清掃委託料</u> 、 <u>くみ取り委託料</u> 、 <u>じんかい処理委託料</u> 、 <u>貯油槽清掃委託料</u> 、 <u>浄化槽清掃委託料</u> 、 <u>ボイラー清掃委託料</u> 、 <u>おむつ洗濯料</u> 、 <u>給</u>

		被服の借上料、基準寝具の借上料、通信回線の借上料等)
[略]		
委託料	5,404	委託した業務の対価として支払われる費用(検査委託料、助産師委託料、歯科技工委託料、レントゲン断層委託料、電話交換委託料、夜警委託料、 <u>測量委託料</u> 、 <u>清掃委託料</u> 、 <u>くみ取り委託料</u> 、 <u>じんかい処理委託料</u> 、 <u>貯油槽清掃委託料</u> 、 <u>浄化槽清掃委託料</u> 、 <u>ボイラー清掃委託料</u> 、 <u>おむつ洗濯料</u> 等)

		与計算委 託料、試算 表作成委 託料等)
[略]		
雑費	5,439	経費で前記の科目に属さないものの費用(人夫賃、広告料、テレビ・ラジオ聴視料、作業療法経費、レクリエーション療法経費、職員の公務災害に係る診断書料、医療事故に係る費用、見舞金等の費用、麻薬取扱申請手数料、医療法(昭和23年法律第205号)に係る申請手数料、 <u>優性保護法</u> (昭和23年法律第156号)に係る申請手数料、水質検査手数料、ハ

[略]		
雑費	5,439	経費で前記の科目に属さないものの費用(人夫賃、広告料、テレビ・ラジオ聴視料、作業療法経費、レクリエーション療法経費、職員の公務災害に係る診断書料、医療事故に係る費用、見舞金等の費用、麻薬取扱申請手数料、医療法(昭和23年法律第205号)に係る申請手数料、 <u>母体保護法</u> (昭和23年法律第156号)に係る申請手数料、水質検査手数料、ハ

				カリ検 定 手数料、ボ ンベ耐圧 手数料、漏 電検査手 数料、ボイ ラーかん 体検査手 数料、じん かい処理 手数料、送 金手数料 等の各種 手数料)					カリ検 定 手数料、ボ ンベ耐圧 手数料、漏 電検査手 数料、ボイ ラーかん 体検査手 数料、じん かい処理 手数料、送 金手数料 等の各種 手数料)
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第177条関係）

所属等コード表

1 所属別コード

病院名	コード
中央病院	01
大船渡〃	02
釜石〃	03
花巻厚生〃	04
宮古〃	05
胆沢〃	06
磐井〃	07
遠野〃	08
高田〃	09
久慈〃	10
江刺〃	11
千厩〃	12
北上〃	13
二戸〃	14
一戸〃	15
大槌〃	16
山田〃	17
沼宮内〃	18
軽米〃	19
大東〃	20

東和〃	22
住田〃	24
南光〃	28
本庁	29

2 診療センター別コード

診療センター名	コード
花泉地域診療センター	21
大迫〃	23
九戸〃	25
紫波〃	26

3 貸借コード

項目	コード
借方	1
貸方	2

4 資金、振替コード

項目	コード
資金	1
振替	2

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。